

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、九州大学学生後援会と称し、事務所を九州大学内におく。(所在地:福岡市西区大字元岡744)
- 第2条 本会は、九州大学に在学する本学学生の課外活動及び学生生活に対する支援を通じて人間形成の醸成を図り、本学の活性化の振興に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業等を行う。
- (1) 学生の課外活動への助成
  - (2) 学生の緊急支援に必要な助成
  - (3) その他本会が必要と認めた事業

## 第2章 会員及び役員等

- 第4条 本会の会員は、次のA、B、C、終身会員、名誉会員の各会員とする。
- A会員 本学学生の父母等
  - B会員 本学の教職員
  - C会員 本学の退職者、卒業者及び趣旨に賛同する者で会長が入会を認めた者
  - 終身会員 本学の退職者及びA会員であった者
  - 名誉会員 本会の功労者で、運営委員会の推薦により、理事会で決定された者
- 第5条 本会に次の役員を置く。  
なお、役員は第4条に規定する会員の中から選出する。
- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 理事 若干人
  - (4) 監事 若干人

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 会長は九州大学総長をもって充てる。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
  - 4 副会長のうち1名は、九州大学教育担当理事をもって充て、1名は理事の互選により選出する。
- 第7条 理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第8条 理事は、本会の業務を掌理する。
- 2 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
  - 3 理事及び監事は、第4条に規定する会員の中から会長が委嘱する。
- 第9条 本会は大学との連絡を密にするため、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、九州大学教職員及び九州大学学生団体に所属していた九州大学卒業者等の中から理事会が必要と認めた者に会長が委嘱する。
  - なお、顧問は必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 第10条 本会の事務を処理するため、幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、九州大学学務部職員の中から選出し、会長が委嘱する。

## 第3章 会 議 等

- 第11条 本会の会議は理事会とする。
- 2 理事会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 第12条 理事会は、理事及び会長が必要と認めた者で構成し、年数回開催する。
- 第13条 理事会は、次に掲げる事項について審議する。
- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (2) 預算及び決算に関すること
  - (3) 役員の選任に関すること
  - (4) その他本会の運営に関し必要と認められるもの
- 第14条 理事会は半数以上の出席で成立する。
- 2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、出席できない場合は委任状をもってこれに代えることができる。
- 第15条 本会の事業に関する具体的な事項を処理するため、理事会のもとに運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の構成等については別に定める。

## 第4章 会 計

- 第16条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもってこれに充てる。
- 第17条 本会の会員の会費は次のとおりとする。なお、既納の会費は返還しない。
- A会員 一口15,000円を納入するものとする。
  - B会員 1,000円を毎月納入するものとする。
  - C会員 年会費5,000円以上を納入するものとする。
  - 終身会員 25,000円以上を納入するものとする。
  - 名誉会員 会費は徴収しないものとする。
- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 附 則

1. この会則は平成13年2月7日から実施する。
2. この会の発足時の理事は、この会の発起人の中から選出する。  
なお、発起人は理事会の発足をもって解散する。
3. この会則施行後最初の会長、副会長、理事、監事は発足時の理事の中から選出する。
4. この会則施行後最初の評議員は、発起人の中から選出する。

## 附 則

この会則は、平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

## 附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この会則は、平成26年10月1日から施行する。

## 附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。



## 九州大学学生後援会事務局

〒819-0395 福岡市西区元岡744  
センター1号館2階(九州大学学務部学生支援課内)  
受付時間:月~金(祝日は除く) 9時から16時

TEL:092-802-5968 FAX:092-802-5990  
メール: gaggouenkai@jimu.kyushu-u.ac.jp  
H P: https://kouenkai.student.kyushu-u.ac.jp/



Kyushu University Student Support Association

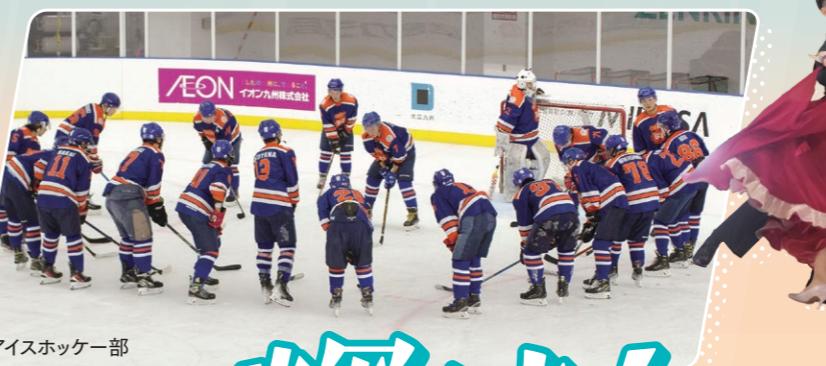
## 九州大学学生後援会への

## 入会のご案内

ロゴマークは  
「学生を支える後援会」を  
表しています。

手=後援会、  
角帽と円=九大生、  
円と手の親指の交差=Q「九大」

舞踏研究部



アイスホッケー部



馬術部

# 輝け! 九大生!!

男子バスケットボール部



山岳部



少林寺拳法部



九大理ハーモニー・オーケストラ



Qボー

九大体育総務委員会の広報局員。  
座右の銘は猪突猛進!



# 九州大学学生後援会への入会のご案内



九州大学学生後援会会长  
九州大学総長  
石橋 達朗

九州大学学生後援会は、学生の学業及び課外活動に対する助成と、会員相互の連携を強めることを目的として、2001年2月に学生の保護者などの発意により発足いたしました。

当初より学生に対する学生後援会独自の方向性を模索し、目的達成に努め、現在は、大学祭への支援、課外活動支援、緊急時の経済支援などを行っています。

学生にとって、学業が第一であることはいうまでもありませんが、課外活動をはじめとした学業以外の活動は、学生時代にしかできない経験や自身の成長を促すかけがえ

のない機会であり、これから社会を担っていく人材として、また自立した1人の人間として力強く生きていくための人間形成の観点からも、大切なものであることは間違いかりません。

九州大学の学生が、本学の学生であったことを誇りに思い、世界で活躍できる人材として成長できるように、保護者の皆様と教職員が一体となって、学生への支援を続けて参りたいと考えております。

本趣旨へのご理解、ご賛同をいただき、ご支援を賜りますようお願いいたします。

## 会員種別

### A会員

九州大学学生の  
保護者

### B会員

九州大学の役員  
及び教職員

### C会員

九州大学の退職者、卒業生  
及び趣旨に賛同する者で  
会長が入会を認めた者

### 終身会員

九州大学の退職者  
及びA会員であった者

## 入会方法

### [A会員、終身会員]

郵便払込取扱票もしくは銀行振込用紙により、会費を納入願います。  
専用の用紙をお持ちでない場合は、HPをご確認ください。

### [B会員]

入会申込書に必要事項をご記入の上、  
メールにて申し込み願います。

入会申込書はHPよりダウンロードできます。

### [C会員]

入会をご希望の方は学生後援会までお問い合わせください。



<https://kouenkai.student.kyushu-u.ac.jp/Guide.html>

このマークがついている事業は会員対象の事業となっております。

## 支 援

### 課外活動支援

#### 課外活動への支援

九州大学公認学生団体の活動を支援するために、  
助成金を交付し、学生の課外活動の活性化を促しています。

#### 奨励金の交付

優秀な成績をおさめた学生団体及び個人に対して  
奨励金を支出し、学生の意欲向上を高めています。

#### 全国七大学総合体育大会経費の補助

毎年行われている「全国七大学総合体育大会(北海道・東北・  
東京・名古屋・京都・大阪・九州の七大学)」の経費を助成し、  
運営の安定と充実に貢献しています。



### 大学祭への支援

秋に開催の大学祭へ経費を補助し、学生生活の充実を図っています。



### 経済支援

事故や特別な事情により、経済的負担が大きくなり、修学が困難となった学生に対し、独自の経済支援を行っています。

#### <過去事例>

東日本大震災被災学生支援／九州北部豪雨被害被災学生支援／令和3年度災害被災学生支援  
学生の家計支持者死亡による家計急変への支援／令和6年能登半島地震被災学生支援



#### 支援を受けた学生の声

●この度は令和5年度九州大学学生後援会緊急支援助成(Ⅰ期)に採用していただき、誠にありがとうございます。私は、頂いたお金を使って芸術工学部で学びたい専門的な知識を存分に吸収し、また部活動にも一生懸命に取り組むことで大きく成長し、世のため人のために活躍することができる人間になりたいと思います。 [芸術工学部2年]

●この度は九州大学学生後援会緊急支援助成の給付を決定していただきありがとうございます。学生後援会の会員の皆様に支援していただいているということを常に心に留め、より一層勉学や大学での諸活動に努めていきたいと思います。 [文学部2年]

●私の実家は令和5年の水害により浸水してしまい、家のリフォームなどにより金銭的負担が大きくなってしまった。大学院への入学も控えている中の出費により、経済的に大きな負担がかかっていたため、本給付金は私にとって非常にありがたいものとなった。今回の給付金を受けて、後援会に入って良かったと思い、そして、災害などで困っている人に対して、今度は私が支援していきたいと思った。 [文学部4年]

●令和6年能登半島地震で実家が全壊し、現実に起ったその悲劇にしばらく立ち直れず、自分は本当に学生を続けて良いのか葛藤する日々が続きました。そんな時に九州大学学生後援会が被災者への支援を行っていると知り、少しでも親に負担をかけないように、と思い申し込ませていただきました。このような支援を頂き、九州大学学生後援会の皆様には感謝の思いでいっぱいです。本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。 [工学部3年]

## 学生後援会行事

### 学生後援会文化祭

秋に学生後援会主催の文化祭を開催します。九大生の歌や踊り、演奏などをお楽しみいただけます。(観覧無料)

#### <過去出演団体>

九州大学吹奏楽団、アコースティックギターサークルunplugged、ジャグリング部9JUC、軽音楽部ジャズ研究会Rhythm Society、九大混声合唱団、男声合唱団コールアカデミー、応援団、放送研究会



#### 九州大学学生後援会文化祭



### 会員参加 親睦行事

在学生保護者・卒業生保護者・教職員・退職者などが、ともに交流し親睦を深める機会として、硬式テニス大会やソフトボール大会などを開催しております。



## サービス

### 「九大広報」発送サービス



A会員のみ

ご加入いただくと九州大学のタイムリーな情報(出来事、人物、教育、研究、学生の活動など)が盛り込まれた広報誌「九大広報」を毎号お届けいたします。こちらのサービスはA会員が対象です。



### 「九大山の家」利用

大分県久住町にある九州大学九重研修所山の家(以下、「九大山の家」)を利用できます。ご利用可能な方は、会員とその家族(会員の同行必須)です。利用の際には、会員証が必要となりますので、忘れずにご持参ください。



#### 【九大山の家利用の問い合わせ先】

九重共同研修所事務室

● TEL: 0973-79-2617

● メール:k.yamanoie@gmail.com

● ホームページ

<https://kokonoe.student.kyushu-u.ac.jp/yamanoie/>

### 卒業ガウンの貸し出し

卒業式や写真撮影用に、  
卒業ガウン貸し出しサービスを行っています。

